

岩手県告示第 109 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 2 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社くるみの家	盛岡市上田二丁目 14 番 30 号	デイサービス くるみの家	デイサービス くるみ上田	盛岡市高松二丁目 17 番 31 号	盛岡市上田二丁目 14 番 30 号	平成 17 年 8 月 1 日